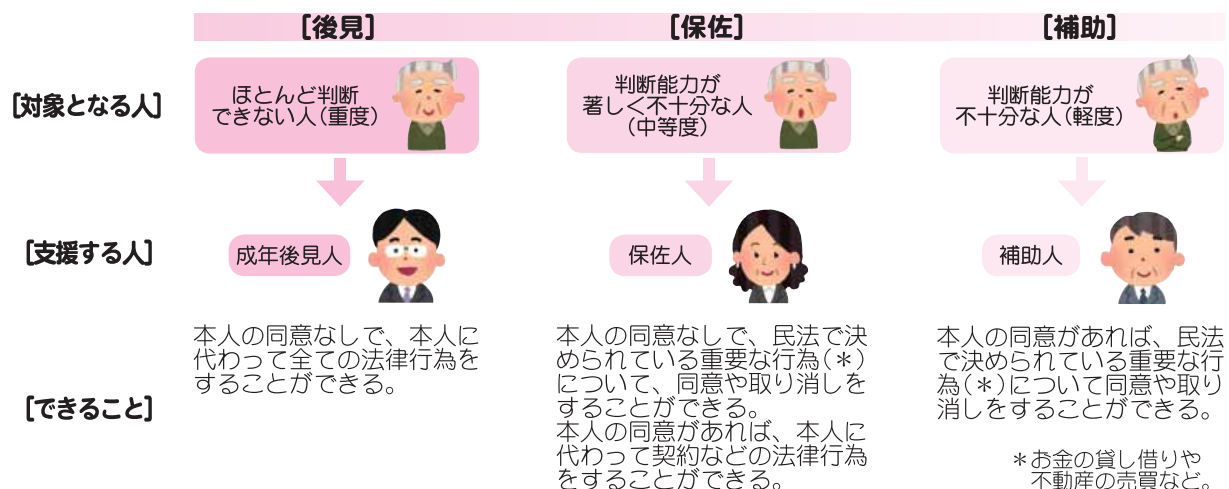


あなたと大切な家族の意思を守る 成年後見制度



成年後見制度の区分

判断能力の程度により「後見」「保佐」「補助」の3つに区分されます。



こんな時、成年後見人がいると...



遠方に住む1人暮らしの母親が、悪徳業者の勧誘に引っ掛かってしまい、困っています。



成年後見人などは、本人が成年後見人などの同意を得ないで結んだ契約を取り消すことができるので、悪徳商法などのトラブルを防ぐことができます。



一緒に暮らしている息子には知的障がいがあります。親の私たちが、高齢になって面倒を見ることができなくなったら、と不安です。



成年後見人などには、親族以外にも弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門家、社会福祉協議会などの法人がなることができます。

成年後見制度を利用したい人は

成年後見制度は、本人、配偶者、四親等内の親族、市長などが、家庭裁判所に申し立てをすることで利用できます。申し立てにかかる費用は1万円程度ですが、判断能力を確認するための精神鑑定を行う場合は、5~10万円かかることもあります。詳細については、相談窓口にお問い合わせください。

相談窓口

- ▶ 地域包括支援センターオーリーブ(榛原地域) ☎28822
- ▶ 地域包括支援センターさがら(相良地域) ☎31900
- ▶ 市社会福祉協議会 ☎23500
- ▶ 市高齢者福祉課(高齢者) ☎230074
- ▶ 市社会福祉課(障がい者) ☎230072

もう少し詳しく知りたい人は公開講座へ!

~あなたの最期・これから、誰に託しますか
あなたと大切な人を守る 相続・遺言と成年後見制度~

日時 12月15日(日) 午前10時~正午
会場 相良総合センター い~ら
内容 ▶ 成年後見制度や相続、遺言について、社会福祉士と司法書士がわかりやすく解説。
▶ 社会福祉士と司法書士による無料相談会も同時開催。(午前9時45分~午後1時)
申込方法 電話で申し込む。
参加費 無料
申込先 市社会福祉協議会 ☎23500



成年後見人はどんなことをするの?

成年後見人は、本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に目を配りながら、本人に代わって以下のようなことを行います。ただし、食事の世話や実際の介護などは、成年後見人などの職務にはあたりません。

- ▶ 預貯金の管理
- ▶ 税金や水道光熱費などの支払い
- ▶ 不動産の管理
- ▶ 遺産分割 など



- ▶ 介護・福祉サービス利用契約
- ▶ 施設への入所契約、費用支払い
- ▶ 医療機関の受診、入院に関する手続き など



成年後見制度とは
認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護サービスや施設への入所に関する契約を結んだりする必要があっても、自分ではできない場合があります。また、自分に不利な契約であっても、十分な判断ができずに契約を結んでしまうことで、悪徳商法の被害にあう恐れもあります。このような判断能力の不十分な人に代わって、成年後見人などの支援者が契約行為をしたり、本人がした不利益な法律行為を後から取り消したりすることで、本人を保護し、支援するのが成年後見制度です。

認知症などで判断能力が不十分な人の「権利」や「財産」を保護し、支援するための成年後見制度を紹介します。
問い合わせ 高齢者福祉課 寺田 ☎230074

